

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
5 年 6 月 29 日	
鳥取県知事 様	
提出者 （一社）境港水産加工污水处理公社	
住 所 鳥取県境港市昭和町 12-19	
氏 名 会長 越 河 彰 統	
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
電話番号 0859-44-2147	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 9 項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名 称	一般社団法人 境港水産加工污水处理公社
事業場の所在 地	鳥取県境港市昭和町 12-19
計画期 間	令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
1 事業の種 類	下水道業
2 事業の規 模	昨年度の肥料出荷額 6, 060, 450 円
3 従業員 数	18 名（産業廃棄物の処理人数 6 名）
④産業廃棄物の一連の処理の工程	1 濃縮汚泥→脱水機→乾燥機→計量・袋詰→配合肥料メーカー 2 濃縮汚泥→脱水機→三光㈱へ

（日本産業規格 A列4番）

（第2面）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 別紙の通り			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
1 現状	【前年度（ 5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	排出 量	16,145 t	t
	(これまでに実施した取組)		
	濃縮濃度を上げ、脱水効率がより良好なものになるよう努めた		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	排出 量	15,000 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	より効率の良い運転をして汚泥発生量を抑えたい		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		

	②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
--	-----	-------------------------------

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
1 現状	【前年度（ 5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	176 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	180 t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
1 現状	【前年度（ 5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	15969 t	t
	(これまでに実施した取組) 肥料として再利用している		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	0 t	t

		自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	14820 t	t
		(今後実施する予定の取組) 引き続き肥料として再利用するほか、過剰になった汚泥については、 産業廃棄物として廃棄する。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項				
①現状	【前年度（ 年度）実績】			
	産業廃棄物の種類			
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量		t	t
	(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類			
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量		t	t
	(今後実施する予定の取組)			
産業廃棄物の処理の委託に関する事項				
1 現状	【前年度（ 5 年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	汚泥		
	全処理委託 量	41 t		t
	優良認定処理業者へ の 処理委託 量		t	t
	再生利用業者へ の	41 t		t

			処理委託 量		
			認定熱回収業者への処理委託 量	t	t
			認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託 量	t	t
		(これまでに実施した取組) 一部肥料として再利用し、それ以外の汚泥については、産業廃棄物業者へ再生可能な廃棄物として再生利用してもらった。			

(第5面)

	②計画	【目標】		
		産業廃棄物の種類	汚泥	
		全処理委託 量	0 t	t
		優良認定処理業者への処 理委託 量	t	t
		再生利用業者への 処理委託 量	t	t
		認定熱回収業者への 処理委託 量	t	t
		認定熱回収業者以外の熱 回収を行う業者への処 理委託 量	t	t
	※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

廃棄物処理統括責任		場長 角 茂幸
廃棄物担当		管理運営係(組織人数 6人)
役割	廃棄物処理統括責任者	・廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
	担当課	・廃棄物管理状況の把握と改善の検討 ・産業廃棄物処理設備の運転・維持管理状況の把握 ・処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ・職員に対する教育・啓発 ・その他関係する事項